

社宅

(令和5年10月1日)

令和5年度 住むなら北九州 定住・移住推進事業 (社宅建設支援メニュー) 補助申請要領

【本事業に関する問合せ窓口・書類の提出先】

名称：北九州市 建築都市局 住宅部 住宅計画課

住所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1（北九州市役所本庁舎14階）

電話：093-582-2592

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

ホームページ：住むなら北九州 定住・移住推進事業のページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0052.html

【注意事項】

- 1 社宅建設支援メニューをご検討の企業のご担当の方は、まず、上記窓口迄お問合せください。
- 2 市との協議が整い、申請する場合の最初の手続きである補助金交付対象者認定申請（手続1）の提出は、社宅の建設又は購入に係る契約締結の前に棟毎で行ってください。
- 3 補助金交付申請（手続2）の提出は、社宅の建設又は購入後1年以内かつ、従業員が転入又は転居した後に、棟毎にまとめて1度で申請してください。住戸単位で複数回に分けての申請はできません。
- 4 補助金請求（手続3）の提出は、市からの「補助金交付決定（兼額確定）通知書」受取後、速やかに（補助金交付決定（兼額確定）通知書の日付の年度内）行ってください。
- 5 提出書類は必ず控えのコピーをとり、お手元に保管してください。
- 6 書類の提出方法は、窓口に持参又は郵送のみとします。

目 次

1	はじめに	
(1)	制度の概要	2
(2)	手続の流れ	2
2	補助申請の要件	
(1)	対象企業について	3
(2)	対象社宅について	4
(3)	補助金額について	5
(4)	社宅の工事請負契約等の時期について	5
3	申請の手續	
(1)	補助金交付対象者認定申請について（手續1）	6
(2)	補助金交付申請について（手續2）	7
(3)	補助金請求について（手續3）	8
4	Q&A集	9
5	街なかの区域について	11～16

1. はじめに

(1) 制度の概要

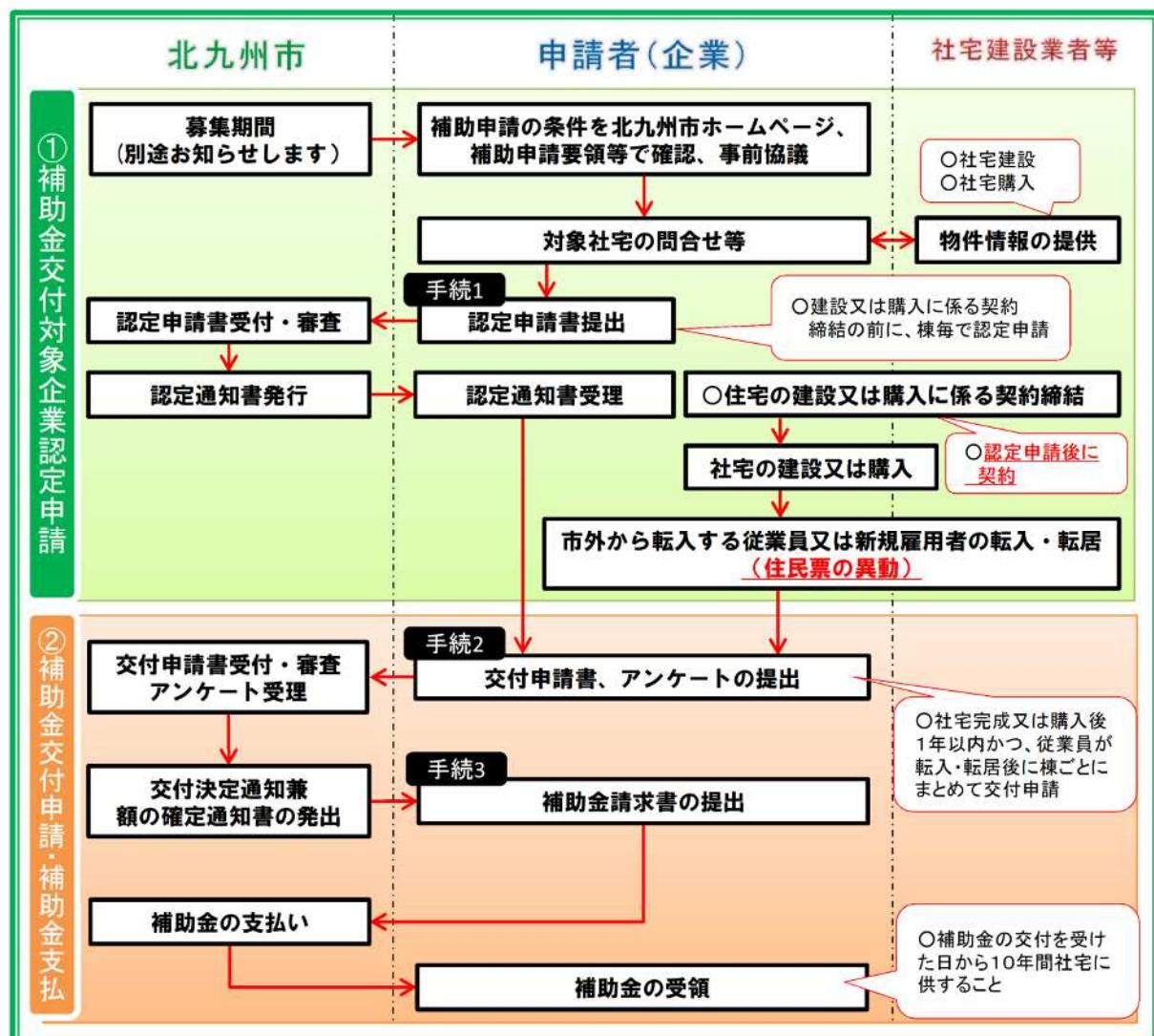
北九州市では、市外から転入する従業員等のために市内に社宅を建設又は購入しようとする企業を応援するため、「住むなら北九州 定住・移住推進事業（社宅建設支援メニュー）」を実施しています。

この制度は、市外から転入する従業員や、市内等に新設した事業所等の新規雇用者のため、市内に良質な社宅を新設する企業に対し、社宅の建設又は購入に係る費用の一部を補助するものです。

(2) 手続の流れ

本事業の手續の流れは以下の通りです。本事業を申請しようとする方（以下「申請者」）は、「手續1～3」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。

申請者は、社宅の建設又は購入に係る契約の締結前に、まず補助金交付対象者認定申請（手續1）を（棟毎に）行ってください。補助金交付申請（手續2）、及び補助金請求（手續3）は、建設又は購入が完了し、従業員や新規雇用者が住民票を異動した後に行ってください。



【重要】

申請者は、社宅の建設又は購入に係る契約を締結する前に、必ず補助金交付対象者認定申請（手續1）を（棟毎に）行う必要があります。 契約締結後に本事業の申請をすることはできませんのでご注意ください。

2 補助申請の要件

(1) 対象企業について

次の①～⑤をすべて満たす企業が対象となります。なお、要件となる基準日は補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」といいます）日^{*1}となります。

①次のいずれかに該当する者。

ア 市外から転入^{*8}する従業員^{*3}の居住に供するための良質な社宅^{*2}を建設又は購入した者。

イ 市内又は市近郊^{*5}に事業所等^{*6}を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用者^{*9}の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者。

②法人格を有すること。（但し国、地方公共団体及びその他関係機関は除きます。）

③破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

④本市における市税の滞納がないこと。

⑤暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

【重要】用語の定義は以下の通りです。

※1 認定申請日

書類持参の場合は持込み日、郵送の場合は郵便局の消印日となります。

※2 良質な社宅

次ページの「(2) 対象社宅について」をご覧ください。

※3 従業員

社宅建設支援メニュー補助対象者に雇用されている者で、社宅建設支援メニュー補助対象住戸（以下「社宅建設支援対象住戸」という。）に転入する方をいいます。

※4 社宅建設支援対象住戸

次ページの「(2) 対象社宅について」をご覧ください。

※5 市近郊

直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、福智町、下関市をいいます。

※6 事業所等

企業が事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいいます。

※7 新規雇用者

事業所等の操業開始の日の前後1年間に、事業所等に新たに勤務することになった転入時39歳以下の雇用者で社宅建設支援対象住戸に転入又は転居する者をいいます。

※8 転入

申請者が北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

※9 転居

申請者が北州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

(2) 対象社宅について

良質な社宅^{*1}のうち、街なかの区域（P.11～16を参照）内に所在する住宅が対象となります。なお、単身者用の社宅については、市街化区域及び、市街化調整区域で地区計画等により単身社宅建設が可能な区域に所在する場合も対象となります。

対象社宅のうち、補助対象住戸は、用語の社宅建設支援対象住戸^{*2}でご確認ください。
なお、要件となる基準日は認定申請日となります。

⇒認定申請を行う前に、下記要件に該当する社宅であるか、必ず確認するようにしてください。

【重要】用語の定義は以下の通りです。

※1 良質な社宅

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舎で、次のアからケの全ての要件を満たすものをいいます。

- ア 市内において企業が自ら運営し、かつその従業員及びその家族の住居用に建設又は購入するものであること。
- イ 一棟あたり20戸以上であること。
- ウ 新築（新たに建設又は購入された社宅で、まだ人の居住の用に供したことなく、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）であること。
- エ 社宅建設にあたり、周辺環境に配慮したものであること。
- オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がないものであること。
- カ 国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。
- キ 補助金の交付を受けた日から10年以上社宅に供すること。
- ク 1戸あたりの住戸専用面積（バルコニー、共用部分は除く）は、世帯人員1人の場合25m²（居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18m²）以上とし、世帯人員2人以上の場合は30m²以上とする。
- ケ 2(1) ①イの「市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者」を適用する場合、社宅の工事請負契約等を別に定める期間に行うこと。

⇒次ページの「(4) 社宅の工事請負契約等の時期について」をご覧ください。

※2 社宅建設支援対象住戸

次の全ての要件を満たす従業員又は新規雇用者が居住する住戸をいいます。

- ア 転入又は転居後、原則2年以上居住することができる者。なお、転勤等で2年以内に居住する者が変更となる場合は、補助対象者は新たな従業員又は新規雇用者の入居に努めること。
- イ 本市における市税の滞納がないこと。
- ウ 暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(3) 補助金額について

補助金の交付額は、次のとおりです。

①世帯人員2人以上世帯の場合は、1補助対象住戸あたり50万円

②世帯人員1人の場合は、1補助対象住戸あたり15万円
を補助します。

ただし、補助金の交付は、1補助対象企業1年度あたり100戸を上限とします。

(4) 社宅の工事請負契約等の時期について

前ページの別に定める期間は、以下の要件全てを満たすこととします。

①社宅の着手（建設又は購入の契約）を行う前に事業所等の着手（建設又は購入の契約）を行うこと。

②社宅の着手（建設又は購入の契約）は、事業所等を新設又は増設した後、2年を越えないこと。

③事業所等の新設又は増設は、補助金交付申請迄に完了すること。

3 申請の手続

(1) 補助金交付対象者認定申請について（手続1）

申請者は、補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」）する前に、必ず、下記市窓口と事前協議をお願いします。

市との協議が無い次第、社宅の建設又は購入の契約締結前に①～②に従って、認定申請を棟毎に行ってください。この際、必ず認定申請前に補助申請要件をご確認ください。

①提出書類

本市ホームページから指定の様式をダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー
補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー
補助要件チェックリスト
⇒補助要件に適合しているか確認してください。
- 3) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー
補助金交付対象者認定申請書【様式第25号】
- 4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（コピー不可）
⇒法人格を有すること、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないとの確認のため、提出をお願いします。
- 5) 市税証明（法人）（コピー不可）
⇒本市における市税の滞納がないことの確認のため、提出をお願いします。
- 6) 事業所等の着手を確認できる書類
⇒「市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者」を適用される場合、提出してください。
例）事業所等の建設又は購入の契約書の写し 等

②提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1（北九州市役所本庁舎14階）

【重要】

- 1 認定申請は社宅の建設又は購入の契約締結前にしか行うことができません。
- 2 必ず補助申請の要件に該当することを事前に確認し、認定申請を行ってください。
補助金交付申請の際に、補助申請の要件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
- 3 補助対象住戸は、社宅建設支援対象住戸です。社宅の全建設戸数とは限りませんのでご注意ください。
- 4 10年以上社宅として使用できない場合は、本制度を利用できません。
- 5 申請の手續で押印頂く申請者の印鑑は、法人印鑑（印鑑登録されたもの）でお願いします。また、申請手続きにおいて全て同じ印鑑を押印してください。（認印は不可）
- 6 認定申請は棟ごとまとめて行い、一つの認定申請につき、対象となる住戸は100戸を上限とします。

(2) 補助金交付申請について（手続2）

申請者は、良質な社宅の建設又は購入が完了し、従業員や新規雇用者が対象住戸へ住民票を異動した後、①～③に従って、補助金交付申請（以下「交付申請」）を行ってください。

①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要書類を添えて提出してください。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー
補助金交付申請書（兼実績報告書）類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー
補助金交付申請書（兼実績報告書）【様式第28号】
- 3) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー
補助対象住戸に居住する従業員又は新規雇用者に関する調書【様式第29号】
- 4) 様式第29号に記載の従業員又は新規雇用者の転入又は転居後の住民票の写し
(コピー不可)
⇒世帯人員が2人以上の場合は、世帯全員の住民票を提出してください。
- 5) 様式第29号に記載の従業員又は新規雇用者の本市における市税証明（個人）
(コピー不可)
⇒市外からの転入者で該当がない場合は不要です。
- 6) 事業所等の完成を確認できる書類
⇒「市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者」を適用される場合、提出してください。
例) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し 等
- 7) 社宅の建設工事請負契約書又は譲渡契約書の写し
- 8) 社宅の完成を確認できる書類
⇒例) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し 等
- 9) 社宅の配置図及び各階平面図
⇒配置図は敷地面積と建物の配置がわかるもの、各階平面図は住戸専用面積が確認できるものを提出してください。
- 10) 社宅の竣工写真（建物全体がわかるもの）
- 11) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニューに係る誓約書
【様式第30号】
- 12) 住むなら北九州 定住・移住推進事業（社宅建設支援メニュー）に係るアンケート
- 13) 他の補助制度と併用しない旨の確認書

②提出期限など

交付申請は、「社宅の完成後、従業員や新規雇用者が対象住戸へ住民票を異動した後」及び「社宅の完成後、1年以内」に行ってください。

③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1（北九州市役所本庁舎14階）

【重要】

- 1 交付申請は住宅の建設等が完了し、従業員や新規雇用者が対象住戸へ住民票を異動した後にしか行うことができません。

- 2 交付申請は社宅の建設又は購入後、1年以内に行ってください。
- 3 一つの認定につき、複数回の交付申請はできません。
- 4 補助金の交付は、1補助対象企業1年度あたり100戸が上限です。
- 5 補助金交付対象者認定通知を受けた方であっても、交付申請の際に、補助申請の要件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
- 6 申請の手続で押印頂く申請者の印鑑は、法人印鑑（印鑑登録されたもの）でお願いします。また、申請手続きにおいて全て同じ印鑑を押印してください。（認印は不可）

(3) 補助金請求について（手続③）

申請者は、補助金交付決定通知書（兼額確定通知書）を受け取った後、①～③に従って補助金の請求手続きを行ってください。

①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要書類を添えて提出してください。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー
補助金交付請求書類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付請求書【様式第9号】
- 3) 北九州市会計規則による請求書兼領収書（雑用）

②提出期限

補助金交付決定（兼額確定）通知書の日付の年度内に提出してください。補助金交付決定（兼額確定）通知書を受理した後、速やかに補助金請求を行ってください。

③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1（北九州市役所本庁舎14階）

【重要】

- 1 提出期限までに補助金の請求書を提出していただけない場合は、補助金を交付することできません。
- 2 申請の手続で押印頂く申請者の印鑑は、法人印鑑（印鑑登録されたもの）でお願いします。また、申請手続きにおいて全て同じ印鑑を押印してください。（認印は不可）

4 Q&A集

Q1 募集戸数、募集期間はありますか？

A1 募集戸数は設定していません（ただし、補助金の交付にあたり、1補助対象企業1年度あたり100戸迄との上限はあります。）。制度開始後、企業の方からのご相談により、市との協議が整えば、認定申請していただくことになります。

Q2 認定申請はいつの時期にすればいいですか？

A2 社宅の建設又は購入の契約前に申請してください。

Q3 補助対象住戸（社宅建設支援対象住戸）は市外から転入した従業員の住戸のみですか？

A3 市外から転入した従業員の住戸は対象となります。例えば、社宅を50戸建設し、そのうち30戸が市外から転入した従業員の住戸の場合、30戸が補助対象となります。また、市内又は市近郊に事業所等を新たに新設・増設することにより生まれる新規雇用者の住戸については、市外からの転入に加え、市内から市内へ転居する場合も補助対象となります。

Q4 単身向けの社宅ですが、住戸専用面積が世帯人員2人以上基準の30m²以上あるので、戸あたり50万円の補助金が適用できますか？

A4 社宅の要件だけでなく、従業員等の入居者の要件もあるため、単身向け社宅の場合、戸あたり15万円の補助金が適用されることになります。

Q5 単身者用の社宅ですが、計画地が街なかの区域ではありませんので対象外ですか？

A5 単身者用の社宅については、市街化区域及び、市街化調整区域で地区計画等により単身社宅建設が可能な区域に所在する場合も対象となります。

Q6 中古の建物を購入し社宅として利用する場合、制度の対象となりますか？

A6 対象となりません。新たに建設又は購入された社宅で、まだ人の居住の用に供したことなく建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものが対象となります。

Q7 事業所等について、何平方メートル以上などの面積要件はありますか？

A7 面積要件は特にありません。

Q8 認定申請をして認定通知を受けたら補助金は確実にもらえますか？

A8 認定申請は、補助金の交付対象者であることを認定するものであり、補助金の交付を確約するものではありません。また、交付申請の審査において、補助金の交付対象者でない又は対象住宅でないこと等が発覚した場合は、補助金を交付ができなくなります。

Q9 交付申請はいつの時期にすればいいですか？

A9 交付申請は、「社宅の完成後、従業員や新規雇用者が対象住戸へ住民票を異動した後」及び「社宅の完成後、1年内」に行ってください。

Q10 認定通知を受けた後に社宅の計画が変更になり、補助対象戸数（社宅建設支援対象戸数）に変更が生じる場合、交付申請することはできますか？

A10 交付申請することは可能です。ただし、認定申請の際に申請した補助対象戸数（社宅建設支援対象戸数）を上限として補助金を交付することとなります。

Q11 社宅入居者の入居時期がばらばらなので、交付申請は、複数回に分けて行ってよいですか？

A11 補助対象住戸単位で複数回に分けての申請はできません。棟毎にまとめて1度での交付申請となります。

Q12 申請者又は対象社宅の要件に関する基準日はいつになりますか？

A12 認定申請日となります。

Q13 「社宅の完成」はいつのことですか？

A13 検査済証の交付をもって完成とし、その発行日を完成日とします。

5 街なかの区域について

街なかの区域に含まれる町名は以下のとおりです。ただし、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づき指定されている市街化調整区域及び工業専用地域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定されている土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は対象外とします。

【門司区】

泉ヶ丘	下二十町	畠田町
稻積1～2丁目	下馬寄	浜町
梅ノ木町	社ノ木1～2丁目	羽山1丁目
老松町	庄司町	原町別院
大久保1～3丁目	白野江1～4丁目	東新町1～2丁目
大字大積	新開	東本町1～2丁目
花月園	新原町	東馬寄
風師1丁目	大里新町	東港町
春日町	大里戸ノ上1～3丁目	東門司1～2丁目
片上海岸	大里原町	光町1丁目
上本町	大里東1～4丁目	広石1丁目
上馬寄1～3丁目	大里東口	藤松1～3丁目
大字吉志	大里本町1～3丁目	不老町1～2丁目
吉志1～4丁目	大里桃山町	別院
吉志新町1～3丁目	高砂町	法師庵
旧門司1丁目	高田1～2丁目	本町
清滝1～5丁目	谷町1～2丁目	松原1～3丁目
清見1～4丁目	田野浦1～2丁目	丸山1～2丁目
葛葉1～3丁目	恒見町	丸山吉野町
大字黒川（※）	長谷1～2丁目	緑ヶ丘
黒川西1、3丁目	中二十町	港町
黒川東1～2丁目	中町	南本町
黄金町	鳴竹1～2丁目	柳原町
小松町	西海岸1～3丁目	柳町1～4丁目
小森江2、3丁目	錦町	矢筈町
栄町	西新町1丁目	
寺内2丁目	大字畠	

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住宅計画課 電話：093-582-2592）にお問い合わせください。

【小倉北区】

青葉1～2丁目	熊谷4～5丁目	高峰町
赤坂1、5丁目	熊本1～4丁目	豎林町
浅野1～3丁目	黒住町	豎町1～2丁目
朝日ヶ丘	黒原3丁目	田町
足原1～2丁目	黄金1～2丁目	常盤町
愛宕1～2丁目	米町1～2丁目	中井1～5丁目
足立1丁目	小文字1丁目	中井口
泉台1～3丁目	紺屋町	中井浜
板櫃町	菜園場1～2丁目	中島1～2丁目
井堀1～3丁目	堺町1～2丁目	中津口1～2丁目
今町1～2丁目	三郎丸1～3丁目	長浜町
鎌物師町	重住3丁目	西港町
魚町1～4丁目	篠崎1～2、5丁目	萩崎町
宇佐町1～2丁目	下到津1～5丁目	馬借1～3丁目
江南町	下富野1～5丁目	原町1～2丁目
大田町	城内	日明1～5丁目
大手町	城野団地	東篠崎1～3丁目
大畠1～3丁目	昭和町	東城野町
鍛冶町1～2丁目	白銀1～2丁目	東港1丁目
片野1～5丁目	白萩町	平松町
片野新町1～3丁目	神幸町	古船場町
金田1～3丁目	新高田1丁目	弁天町
上到津1～4丁目	親和町	真鶴1～2丁目
上富野1～5丁目	須賀町	緑ヶ丘1～3丁目
香春口1～2丁目	砂津1～3丁目	南丘1～2丁目
神岳1～2丁目	船頭町	三萩野1～3丁目
貴船町	船場町	都1～2丁目
木町1～4丁目	大門1～2丁目	室町1～3丁目
京町1～4丁目	高尾2丁目	明和町
清水1～4丁目	高浜1～2丁目	吉野町
霧ヶ丘1、3丁目	高坊1～2丁目	若富士町
金鶏町	高見台	

【小倉南区】

石田町	下南方1～2丁目	沼本町1～2、4丁目
石田南1、3丁目	城野1～4丁目	沼緑町1～5丁目
長行西1～5丁目	星和台1～2丁目	沼南町1～2丁目
長行東1～3丁目	大字高津尾	八幡町
上石田1～4丁目	高野1～4丁目	葉山町1～3丁目
上葛原1～2丁目	田原1～3丁目	春ヶ丘
上曾根3丁目	田原新町1～3丁目	東貴1～3丁目
上貫1～3丁目	津田1～4丁目	東水町
上吉田1～6丁目	津田新町1～4丁目	日の出町1～2丁目
蒲生1～5丁目	大字徳吉（※）	富士見1～3丁目
企救丘1～6丁目	徳吉西1～3丁目	舞ヶ丘2～5丁目
北方1～5丁目	徳吉東1～2、4～5丁目	大字南方
朽網西1～2、4～6丁目	徳吉南1、3丁目	南方1～5丁目
朽網東1～3丁目	徳力1～7丁目	南若園町
葛原1、5丁目	徳力新町1～2丁目	守恒1～5丁目
葛原東1～5丁目	徳力団地	守恒本町1～3丁目
葛原本町1、4～6丁目	長尾1～2、4～6丁目	八重洲町
葛原元町1～2丁目	中曾根1～6丁目	山手1～3丁目
大字志井	中曾根東1丁目	湯川1、5丁目
志井1～6丁目	中貫1～2丁目	湯川新町1～4丁目
重住1～2丁目	中貫本町	大字横代
志徳1～2丁目	長野1～3丁目	横代北町1～5丁目
下石田1～3丁目	長野本町2丁目	横代東町1～3丁目
下城野1～3丁目	中吉田1～6丁目	横代南町2丁目
下曾根1～4丁目	西水町	大字吉田（※）
下曾根新町	蟠田若園1～3丁目	若園1～5丁目
下貫1～4丁目	沼新町1～3丁目	

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住宅計画課 電話：093-582-2592）
にお問い合わせください。

【若松区】

青葉台西1～5丁目	向洋町	花野路1～3丁目
青葉台東1～2丁目	小敷ひびきの1～3丁目	浜町1～3丁目
青葉台南1～3丁目	桜町	大字払川
赤岩町	塩屋1～4丁目	原町
赤崎町	下原町	東小石町
赤島町	修多羅1～2丁目	東畠町
大字安瀬	高須北1～3丁目	東二島1～5丁目
今光1丁目	高須西1～2丁目	ひびきの
栄盛川町	高須東1～4丁目	ひびきの北
老松1～2丁目	高須南1～4丁目	ひびきの南1～2丁目
大井戸町	棚田町	深町1～2丁目
大字大鳥居	童子丸1～2丁目	藤ノ木1～3丁目
片山1～3丁目	大字頓田	二島1～6丁目
上原町	中川町	古前1丁目
鴨生田1～4丁目	波打町	本町1～3丁目
北浜1丁目	西小石町	南二島1丁目
響南町	西園町	宮丸1～2丁目
くきのうみ中央	西天神町	用勺町
久岐の浜	白山1～2丁目	和田町
大字小石	大字畠田（※）	
小石本村町	畠田1～3丁目	

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住宅計画課 電話：093-582-2592）
にお問い合わせください。

【八幡東区】

荒生田1～3丁目	清田1～2丁目	中畠1丁目
石坪町	山路松尾町	西本町1～4丁目
祝町1～2丁目	山王1～2丁目	八王寺町
枝光1～2丁目	昭和1～3丁目	春の町1～5丁目
枝光本町	白川町	東田1～4丁目
大蔵1丁目	諏訪1丁目	日の出1丁目
尾倉1～3丁目	高見1～2、4丁目	平野1～3丁目
上本町1～2丁目	竹下町	前田1～3丁目
川淵町	茶屋町	松尾町
祇園1～4丁目	中央1～3丁目	宮の町1～2丁目
祇園原町	楳田2丁目	桃園1～4丁目

【八幡西区】

相生町	光明1～2丁目	野面1～2丁目
青山1～3丁目	小鷺田町	則松1～7丁目
浅川町	小嶺1～3丁目	則松東1～2丁目
大字浅川（※）	小嶺台1～4丁目	萩原1～3丁目
浅川1～2丁目	大字木屋瀬	馬場山
浅川学園台1～4丁目	木屋瀬1～5丁目	馬場山西
浅川台1～2丁目	木屋瀬東1～4丁目	馬場山東1～3丁目
浅川日の峯1～2丁目	大字金剛	馬場山緑
大字穴生	金剛1～3丁目	東石坂町
穴生1～4丁目	幸神1～4丁目	東王子町
池田1～3丁目	桜ヶ丘町	東折尾町
石坂1～3丁目	大字笹田	東神原町
泉ヶ浦1、3丁目	さつき台1～2丁目	東鳴水1～3丁目
医生ヶ丘	里中1～3丁目	東浜町
市瀬1～2丁目	三ヶ森1～4丁目	東曲里町
岩崎2～4丁目	下上津役1～4丁目	引野1～3丁目
上の原1～4丁目	下上津役元町	藤田1～4丁目
永犬丸1～5丁目	下畠町	藤原1～4丁目
永犬丸西町2～3丁目	自由ヶ丘	船越1～3丁目
永犬丸東町1～3丁目	松寿山1～3丁目	舟町
永犬丸南町1～5丁目	陣原1～5丁目	別所町
大浦1～3丁目	陣山1～3丁目	北筑1～3丁目
大平1～3丁目	菅原町	星ヶ丘1～7丁目
大平台	瀬板1丁目～2丁目	堀川町
岡田町	星和町	大字本城
沖田1～5丁目	大膳1～2丁目	本城1～5丁目
御開1～5丁目	高江1～5丁目	本城学研台1～3丁目
折尾1～5丁目	鷹の巣1～3丁目	本城東1～6丁目
春日台1～6丁目	竹末1～2丁目	町上津役西1～4丁目
香月中央1～3丁目	田町1～2丁目	町上津役東1～3丁目
香月西1～4丁目	茶壳町	的場町
上上津役1～5丁目	茶屋の原1～3丁目	真名子1～2丁目
岸の浦1～2丁目	千代1～5丁目	丸尾町
北鷹見町	千代ヶ崎1～3丁目	光貞台1～3丁目
吉祥寺町	筒井町	南王子町
貴船台	鉄王1～2丁目	南鷹見町
楠北1～3丁目	鉄竜1～2丁目	南八千代町
楠木1～2丁目	東筑1～2丁目	美原町
大字楠橋	塔野1、3丁目	椋枝1～2丁目
楠橋下方1～3丁目	友田1～3丁目	森下町
楠橋西1～2丁目	長崎町	屋敷1丁目
楠橋東2丁目	中須1～2丁目	八千代町
楠橋南1～3丁目	中の原1～3丁目	八枝1～5丁目
熊手1～3丁目	西王子町	山寺町
熊西1～2丁目	西折尾町	夕原町
黒崎1～5丁目	西神原町	養福寺町
黒崎城石	西鳴水1丁目	力丸町
皇后崎町	西曲里町	若葉1～3丁目
紅梅1～3丁目	大字野面	割子川1～2丁目

(※) 一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住宅計画課 電話：093-582-2592）
にお問い合わせください。

【戸畠区】

旭町	正津町	初音町
浅生1～3丁目	新池1～3丁目	東大谷1、3丁目
一枝1～3丁目	新川町	東鞘ヶ谷町
沖台1～2丁目	菅原1～4丁目	福柳木1～2丁目
川代2丁目	仙水町	牧山1丁目
観音寺町	千防1～3丁目	牧山海岸
北鳥旗町	高峰1丁目	牧山新町
銀座1～2丁目	土取町	丸町1丁目
小芝1～3丁目	天神1～2丁目	南鳥旗町
幸町	天籟寺1～2丁目	明治町
境川1～2丁目	中原西1～3丁目	元宮町
沢見1～2丁目	中原東1～4丁目	夜宮1～3丁目
三六町	中本町	
汐井町	西鞘ヶ谷町	